

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 技術の該非判定は、①外為令別表、②貨物等省令、③運用通達の用語の解釈を確認しながら行う必要がある。

問題2. 外為令別表の5の項で規制されている技術の英訳をする場合、ワッセナー・アレンジメントのサイトが参考になる。

問題3. 本邦にあるX大学の大学院生である中国人留学生Aは、来日から1年経過している。生活費を補うために昨年9月1日から中国にある通信メーカーYと雇用契約を結び、通信メーカーYの指揮命令に従って、本邦内の次世代暗号技術に関する技術情報の収集に従事している。この場合、中国人留学生Aは、特定類型①に該当する。

問題4. 外為法第25条第1項中の「政令」も外為法第25条第4項中の「政令」も「外国為替令」のことである。

問題5. 米国にあるメーカーXは、来月、大阪で行われる国際展示会に輸出令別表第1の3の項(2)8に該当する多重管(1セット)を米国から出品し、国際展示会終了後、米国に戻す予定である。この場合、メーカーXは、米国に戻す際、輸出許可は不要である。

問題6. 役務通達によれば、「保守(点検)」は、「使用」にあたる。

問題7. 本邦にある貿易会社Xは、英国にある子会社Yから、家庭用エアコン製造用に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(総価額150万円)の注文を受けた。貿易会社Xが、当該集積回路を子会社Yに輸出する場合、安全保障上の問題はないので輸出許可は不要である。

問題8. 一般包括許可及び特別一般包括許可の申請は、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に行わなければならない。

問題9．本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する無機纖維1トンを中国にあるメーカーYに輸出する予定である。輸出する前日にメーカーYの担当者から、「この無機纖維で、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に使用する」と連絡を受けた場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッヂオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題10．本邦にあるX大学のP教授は、試作した輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号通信装置(総価額200万円)を不特定多数の者が参加できる通信学会で紹介するために本邦から米国に持ち出して、通信学会終了後に本邦に持ち帰る場合、輸出許可は不要である。

問題11．本邦にあるメーカーXは、英国にある子会社Yに、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出令別表第1の6の項(7)に該当するロボット(総価額200万円)を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から5年間保存する必要がある。

問題12．来日から1年経ったフランス人の留学生Xは、ラグビーの選手として優れていことから、フランス政府から留学費用の全額の支給を受けている。この場合、留学生Xは、特定類型②に該当する。

問題13．本邦にあるメーカーXは、6か月に1度の割合で、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素纖維(500キログラム)をベトナムにある電池メーカーYに輸出している。この場合、メーカーXは、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」を選任する義務はない。

問題14．外為令別表及び貨物等省令でいう「係る技術」とは、「必要な技術」という意味である。

問題15．本邦にあるX大学は、チリで天体観測のために、輸出令別表第1の10の項(2)に該当する光検出器 α (総価額90万円・1セット)を輸出する予定である。光検出器 α が、告示貨物に該当しない場合、少額特例が適用できるので、X大学は輸出許可を取得する必要はない。

問題 1 6. 本邦にあるメーカーXの熊本工場には、外為令別表の7の項に該当する製造技術 α を含む工場見学コースの一部にあるが、事前に申し込みをすれば、だれでも工場見学ができることになっている。来週、同社の株主である米国の年金基金Yの担当者が来日して、当該工場見学コースを視察する予定であるが、この場合、メーカーXは役務取引許可を取得する必要はない。

問題 1 7. 東京にあるメーカーXと大阪にある貿易会社Yは、契約に基づき、来月、アラブ首長国連邦にあるホテルで、国際入札の最終打合せをする予定である。メーカーXは、その際、契約により、外為令別表の3の項(2)に該当する製造技術の図面を最終打合せで貿易会社Yに提供する予定である。この場合、メーカーXと貿易会社Yは居住者同士なので、メーカーXは役務取引許可を取得する必要はない。

問題 1 8. 特別一般包括許可を適用して輸出する場合、用途や需要者の確認は不要である。

問題 1 9. 個別の輸出許可の申請は、契約書がない場合、見積書でも可能である。

問題 2 0. 役務取引許可にも、貨物と同様、許可不要となる少額特例がある。

問題 2 1. 輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物という意味である。

問題 2 2. 来日して1ヶ月の英国人の大学院留学生Xは、非居住者として取り扱われるが、来日して6ヶ月以上のタイ人の大学院留学生Yは、居住者として取り扱われる。

問題 2 3. 輸出令第5条第1項により、税関は、経済産業大臣の指示に従い、外国や非居住者に技術を提供しようとする居住者が役務取引許可を受けていること、若しくは役務取引許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、「子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うように努めること。」と規定している。

問題25. 本邦の大学院生Xは輸出令別表第1の6の項に該当するロボット（価格1,000万円）を無許可で中国の軍事関連メーカーに輸出した。大学院生Xに懲役刑が科される場合、外為法第69条の6第1項により、10年以下の懲役に処される。下線部分は正しい。

2023年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第62回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スードン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までの項に該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物